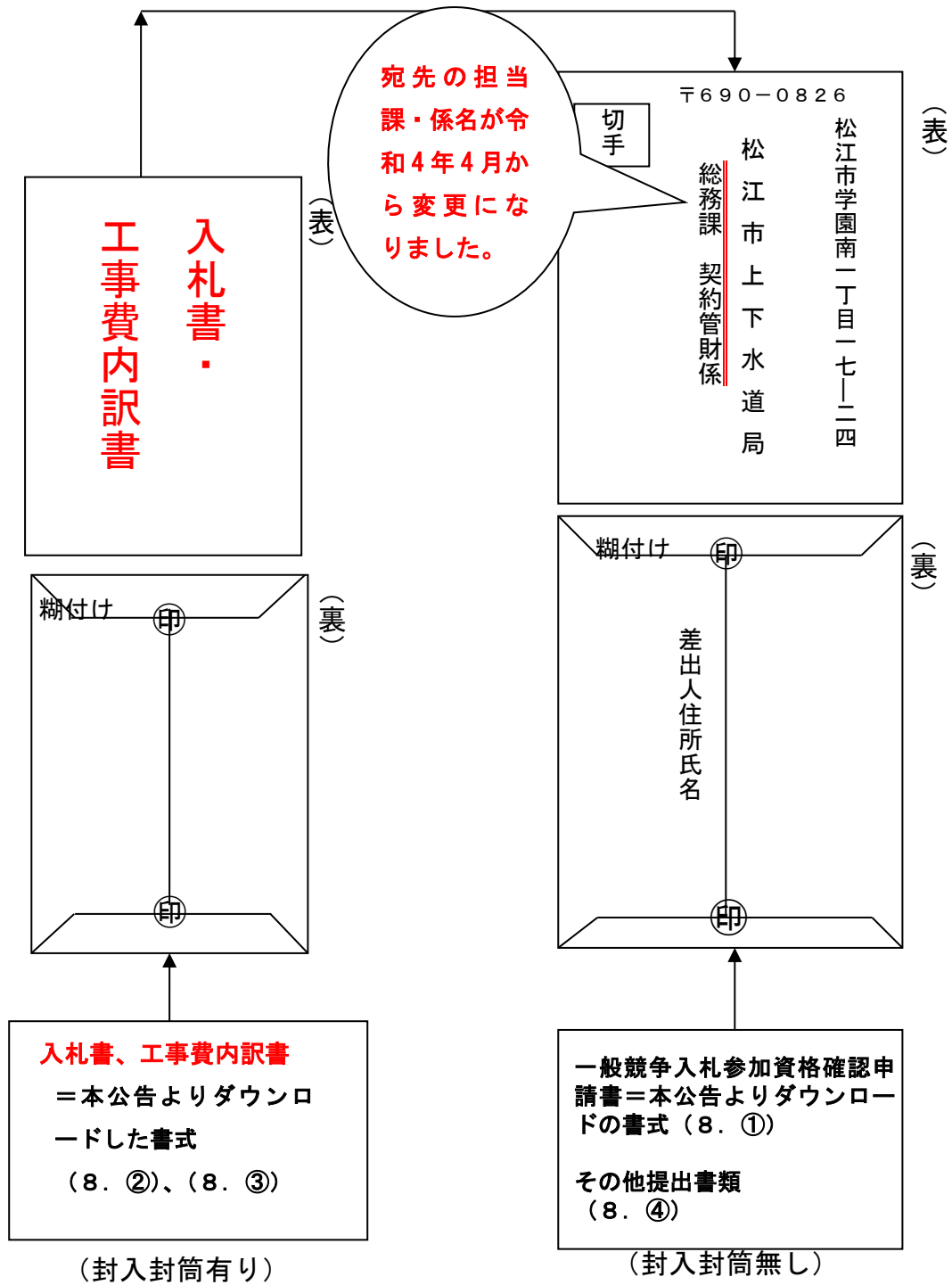


封筒記載例

(入札書を封入・封緘した左の封筒を右の差出し封筒の中に入れる。)



※配達日指定郵便は、配達指定日の**3日前までには**、郵便局窓口で手続きしなければなりません。配達事情が地域で異なる場合もあるため、郵便局に確認して下さい。

※入札書・工事費内訳書以外の書類は、絶対に**入札書・工事費内訳書**と明記した封筒の中には入れないで下さい。